

令和8年度募集要項



「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」 ～募集のお知らせ！～

京都市では、子ども達が安心して過ごせ、地域の大人や社会とつながれる取組を支援するため、「子どもの居場所づくり」に新たに取り組まれる団体等に対し、**初期費用の一部を補助**する事業を実施しています。

この度、令和8年度の募集を開始しますので、子ども食堂や、学習支援、生活支援等に新たに取り組みたいと考えられている場合は、是非、本補助金をご活用ください。

募集期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月10日(水)

※申請額が予算に達し次第、申請受付を終了する場合があります

補助金額

対象経費の総額の2/3以内（上限10万円）

対象事業

以下のいずれかに該当する**事業の開設に係る初期費用を対象**とします。

- 食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくり
- 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために、自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくり
- 上記のほか、子どもへの生活支援や社会体験の取組など、趣旨に合致する事業を含む子どもの居場所づくりとして京都市が認めるもの

【ご応募・お問合せ先】

京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課

「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 5 階

電話：075-222-3939 FAX：075-251-1133

E-mail：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

※ 申請に際しましては、必ず事業開始日までに御申請ください。

1 対象団体

京都市内で活動を行う団体・グループが対象です。

法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※ 以下に該当する団体は対象外になります

- ◆ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- ◆ 活動内容が公序良俗に反する団体

2 応募要件

補助対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

(1) 対象事業に関すること

- 本制度の趣旨（1ページ目に掲載）に合致する事業であること
- 補助対象事業（1ページ目に掲載）のほか、参加児童やその保護者等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談支援機関を紹介すること
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに事業を開始すること

※ なお、**事前相談及び申請は、事業実施前に行ってください**

(2) 実施頻度・体制に関すること

- 年間を通じて、月1日以上又は年12日以上、1日当たり2時間以上実施する、子どもの居場所づくりであること
- 常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制とすること

(3) 事業対象に関すること

- 原則、18歳未満の子どもの利用が、おおむね5名程度見込めること
- 広く居場所を必要とする児童を受け入れ、補助対象団体が実施する事業の利用児童や会員等特定の者に受入を限定しないこと。また、事業実施時には、毎回、チラシの配布・掲示やホームページ等により、広く周知を行うこと

(4) 子どもの衛生管理・安全管理に関すること

- 事業の実施中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること
- 食事を提供する事業に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮し、事前に「京都市医療衛生センター」に相談すること。また、「食育」促進の観点に配慮すること

・北区、上京区、左京区、東山区担当	: 075-746-7211
・中京区、下京区担当	: 075-746-7212
・山科区、南区、伏見区担当	: 075-746-7213
・右京区、西京区担当	: 075-746-7214

- 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること

(5) その他の要件

- 実施について、地域住民の理解と協力を得られること
- 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること
- 事業の趣旨を踏まえ、継続した取組とすること
- 法令及び京都市の条例、規則、その他の規定を遵守すること

※ 以下に該当する場合は対象外になります

- ◆ 営利を目的とした事業
- ◆ 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業
- ◆ 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業

3 対象経費

対象事業に要する経費のうち、以下の表に掲げる経費が対象です。

補助対象経費は、**事業の実施に最低限必要なもので、原則、補助対象年度の事業開始日までに費用が発生したものに限り**ます。

費 目	対 象 経 費
工事請負費	<p>①建物の改修・増築に係る費用</p> <p>➢事業実施に最低限必要な改修（例）棚等の製作・設置工事など（建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築等は対象外です。）</p>
備品購入費・需用費	<p>①調理器具</p> <p>➢調理に要する鍋やフライパン等の器具</p> <p>②食器類</p> <p>※ 事業実施時に消費する使い捨て容器等の消耗品は対象外です。</p> <p>③什器類</p> <p>➢机、椅子、棚、カーペット等</p> <p>④家電類</p> <p>➢電子レンジやポット、冷蔵庫等の事業に必要な家電類（テレビ、録画機器等は対象外です。）</p> <p>⑤事業に必要な遊具類</p> <p>➢トランプ等のカードゲーム類、将棋等のボードゲーム類、室内で使用するスポーツ用品等、簡易なもの（電子ゲーム機器、ゲームソフト類、タブレット端末等は対象外です。）</p> <p>⑥チラシ等作成費</p> <p>➢広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用</p> <p>⑦書籍費</p> <p>➢事業に必要と認められる書籍（学習支援に使用する参考書など）</p> <p>※ 価格が5万円以上の物品は備品とみなします。備品に関しては、ラベル貼付や台帳の作成を行い、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、適正に管理してください。</p> <p>補助金により購入した備品の処分や譲渡、売却等を行った場合や、事業開始から終了までの期間が短いと京都市が判断した場合は、補助金の返還を求めることがあります。</p>
その他経費	<p>ホームページ作成等の外部委託費、食品衛生責任者講習会の受講費用、ボランティア保険、行事保険など、取組の立ち上げ時に必要となるその他経費として、事業の趣旨に合致すると特に必要と認められるものを対象とします。</p>

※ 以下の経費は対象外となります

- ◆ 団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）
- ◆ 事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費
- ◆ 団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費
- ◆ 通常より著しく高額、高級と判断される経費
- ◆ その他、補助対象とすることが適当でないと判断する経費
- ◆ 同じ対象経費について、他の助成制度で補助を受けている経費（対象経費が異なっていれば補助可）

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課に提出してください。

申請書類を元にヒアリング（対面、オンライン又はその他の方法）を行います（書類持参時にヒアリングを希望される場合は、事前に日程調整のうえ来所してください。）。

なお、応募に要する経費は、全て応募団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果に関わらず返却いたしません。

提出が必要な申請書類 (申請書類は京都市ホームページからダウンロードできます。)
(1) 京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第2号様式） (3) 事業予算書（第3号様式） (4) 団体等の規約・会則、役員名簿（様式任意） (ばぼ) その他、団体の概要や事業内容が分かる書類（様式任意） ※交付決定前に事業着手する（又はしている）場合は事前着手届（第4号様式）の提出が必要です。

5 審査方法

提出いただいた申請書等を基に、応募要件を満たしているか審査を行います。また、審査の結果、減額・不交付となる場合があります。

6 交付決定

「5 審査方法」により、補助金の交付可否と交付予定金額を決定し、採択・不採択の結果について、応募団体に通知します。

なお、審査にかかる期間は書類を受理してからおおむね1か月程度を目安としますが、確認が必要な項目が多い場合等、状況に応じてそれ以上かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 補助金の支払いに関する手続き

事業開始後、14日以内に以下の書類を提出してください。

また、補助金の支払いは口座振込で行いますので、団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

補助金の支払いに際して提出が必要な書類
(1) 居場所づくり支援事業完了報告書（第12号様式） (2) 事業報告書（第13号様式） (3) 事業決算書（第14号様式） (4) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し （日付、宛名、領収者（応募団体名）、品物名（但し書き）の記載が必要です。また、原則、日付は補助金申請年度のもの（年度が異なる場合は対象外）で、事業開始日より前である必要があります。） (5) 事業の実施状況や参加状況が分かる資料 (6) 請求書 ※ 上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

なお、補助金の支払いは、原則として事業開始後ですが、自己資金がない等の理由により、特に事前に必要と認められる場合は、補助金交付決定額の一部（5分の4を上限）を概算払として事前にお支払いすることができます。あらかじめ、「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書」（第16号様式）を提出いただく必要がありますので、申請時にご相談ください。

8 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。

また、それに伴う応募者が被る損害について、京都市は賠償いたしません。

- 支援事業補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- 交付の目的以外に支援事業補助金を使用したとき。
- 補助決定後に、事業の変更又は中止を行ったとき。
- 支援事業補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。

9 その他、申請に当たっての留意事項など

- 補助決定後の事業の変更や中止については、書類提出（京都市子どもの居場所づくり支援事業変更承認申請書（第7号様式）又は京都市子どもの居場所支援事業中止・廃止承認申請書（第8号様式））により、あらかじめ京都市の承諾が必要です。
- 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。また、京都市が実施する研修会への参加等を依頼することがあります。
- 補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。